

職員用自動車駐車場の運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員（会計年度任用職員及び臨時的任用職員を含む。以下同じ。）の通勤用自動車駐車場（以下「自動車駐車場」という。）の運用について定める。

(自動車駐車場)

第2条 市長は、次の土地を自動車駐車場として、職員の通勤の利用に供する。

所在地 船橋市日の出1丁目28番地1の一部

面積 200㎡

(利用の申請)

第3条 自動車駐車場を利用しようとする職員（以下「申請者」という。）は、自動車駐車場利用許可申請書（以下「申請書」という。）（第1号様式）により、市長に申請し承認を受けなければならない。

(自動車駐車場の利用を申請することができる職員の範囲)

第4条 自動車駐車場の利用を申請することができる職員は、次のとおりとする。

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年条例第21号）第21条第1項第2号及び第3号に該当し、第2条の自動車駐車場を利用することで通勤届を提出し、通勤手当の支給を受ける職員
- (2) 会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年10月3日条例第13号）第7条に該当し、第2条の自動車駐車場を利用することで通勤届を提出し、費用弁償の支給を受ける会計年度任用職員
- (3) 前各号に定めるもののほか、利用について市長が必要と認めた職員

(利用の承認等)

第5条 市長は、第4条の利用申請があったときは、自動車駐車場利用の可否を審査し、自動車駐車場の利用承認を行った職員（以下「利用者」という。）に対し、駐車許可証（第2号様式）を交付する。

2 市長は、前項の決定に際し、利用承認をすることにより自動車駐車場の収容能力を超えてしまう場合など管理運営上支障が生じると認められる場合は、当該利用承認を行わないものとする。

3 市長は、第1項の決定に際し、自動車駐車場の収容能力により複数の申請者の一部について利用承認を行わなければならない場合、抽選により当該決定を行うものとする。

(利用の承認期間)

第6条 自動車駐車場の利用の承認期間は、年度を単位とし、年度を超えること

ができない。ただし、第4条第3号に該当し、利用承認を行った職員にあっては、個別に利用承認期間を定める。

(通勤車両の変更)

第7条 利用者は、駐車を許可された車両を変更するときには、自動車駐車場保管車両変更届（第3号様式）を、市長に提出しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者はその使用する通勤車両を所定の位置に駐車し、交付された駐車許可証を外部から見える位置に提示するとともに、他の者の駐車及び通行の妨げとならないよう充分注意しなければならない。
- (2) 利用者は常に駐車場を清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物品の持ち込みその他近隣の迷惑となる行為をしてはならない。
- (3) 利用者は無断で許可車両以外の車両を駐車させてはならない。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、自動車駐車場の管理運営に支障を及ぼす行為をしてはならない。

(利用の承認の取消)

第9条 市長は、自動車駐車場の運営が困難となった場合又は利用者が前条に規定する遵守事項に違反する等管理運営上支障が生じると認められる行為を行ったときは、当該利用者の利用の承認を取り消すことができる。この場合において、市長は文書により利用者に通知する。

(利用の中止)

第10条 利用者は、利用を中止するときには、自動車駐車場利用中止届（第4号様式）を、市長に提出しなければならない。

(利用票の返還)

第11条 前2条により、自動車駐車場の利用をしなくなった職員は、駐車許可証を速やかに、市長に返還しなければならない。

(利用料等)

第12条 利用料は、自動車駐車場の利用に際し、市長に利用料を支払わなければならない。

- 2 前項の利用料は、1か月4,000円とする。
- 3 前項の金額は月額とし、月の途中からの利用であっても日割計算は行わない。
- 4 第1項の利用料の支払いは、給与支給日に給与控除の方法によるものとする。

(損害賠償等)

第13条 市長は、自動車駐車場の管理運営において瑕疵がある場合を除き、発生した事故、又は自動車の盗難若しくは損傷等について、その責めを負わない。

2 利用者及び前条第1項により自動車駐車場の利用を承認された職員は、自動車駐車場の施設及び他車 設備を破損したときは（明らかに老朽化によるものと認められる場合を除く。）、これを修復し、毀損前の状態に復さなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式

日の出自動車駐車場利用許可申請書

船橋市長 様

年 月 日

申請者 所 属 _____ Tel _____
氏 名 _____ 印 _____

職員コード

--	--	--	--	--	--	--

下記のとおり日の出駐車場を利用したいので申請いたします。なお、利用を許可された場合には職員用自動車駐車場の運用に関する要綱を遵守することを申し添えます。

所在地	船橋市日の出1-28
使用料	1ヶ月 4,000 円
使用許可期限	年 月 日から 年 月 日
使用目的	自己の通勤用車両の駐車
車 種	
車両番号	
許可条件	職員用自動車駐車場の運用に関する要綱による

※ 訂正の場合は朱書きにて訂正願います

第2号様式

日の出駐車場

20××

駐車許可証

船橋市長

下記のとおり許可します。

申請者	所 属	
	氏 名	
施 設 名	日の出自動車駐車場	
所 在 地	船橋市日の出1-28	
使 用 料	1か月 4,000円	
使用許可期間	年 月 日～ 年 月 日	
使用目的	自己の通勤車両の駐車	
車 種 名		
車 両 番 号		
許 可 条 件	職員用自動車駐車場の運用に関する要綱による	

この許可証は、利用を中止する際は職員課福利厚生係へ返納ください。

第3号様式

日の出自動車駐車場保管車両変更届け

船橋市長 様

このことについて、 年 月 日付をもって日の出自動車駐車場の保管車両を変更したいので申し出ます。

メーカー名 _____
車名 _____
車両番号 _____
使用者（所有者） _____

利用者 所 属 _____
氏 名 _____ (印)
職員番号 _____

第4号様式

日の出自動車駐車場利用中止届

船橋市長 様

年 月 日

所 属 _____
職員番号 _____
利用者 氏 名 _____ (印)
電 話 _____

日の出自動車駐車場の利用を中止します。

中止年月日 年 月 日